

■ 令和6年度 物価高騰対策支援給付金（介護）

支給対象事業所・支給額一覧

	サービス種別	対象事業所	支給額（※2、※3）
1	訪問入浴介護	下記①～③を全て満たす事業所 ① 令和6年12月1日（基準日）時点において、北区内に所在 ② 老人福祉法または介護保険法に基づく認可・指定を受けている ③ 令和6年4月1日以降、継続して事業を運営 （ただし、下記「※1」を除く。）	1事業所につき60,000円
2	居宅介護支援、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1事業所につき20,000円
3	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション		1事業所につき150,000円
4	認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム		1事業所につき240,000円 （定員100人以上：700,000円加算）
5	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護		1事業所につき1,160,000円。（令和6年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金交付要綱（令和6年10月7日付6福祉高施第1168号）の規定による支援金の対象外となる施設を運営する事業所は、1,380,000円） （定員100人以上：700,000円加算） ※4、※5

※1：対象外事業所

- ① **基準日（令和6年12月1日）時点で、休止又は廃止の届出をしている**事業所
- ② サテライト事業所
- ③ 保険医療機関のうち、介護保険法第71条の規定によるみなし指定を受けている事業所
（なお、令和6年9月から同年11月までの各月において、介護サービスを提供した実績がある事業所は支給の対象とします。）
- ④ 介護老人福祉施設の空床を利用して介護サービスを提供する短期入所生活介護事業所
- ⑤ 介護老人保健施設の空床を利用して介護サービスを提供する短期入所療養介護事業所
- ⑥ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従事者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

※2：利用定員は、基準日（令和6年12月1日）現在のものとします。

※3：【令和6年4月1日からの1年間分】として支給します。

※4：介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を、同一建物で運営している場合は、合わせて1事業所とみなすものとし、定員数は合算します。

（なお、短期入所生活介護等の他サービスを併設していても、その定員数は合算しません。）

※5：介護老人福祉施設において、従来型・ユニット型を併設している場合は、合わせて1事業所とみなすものとし、定員数は合算します。